

旭川市保健所運営協議会の会議の運営等について

1 会議の公開

会議は原則公開とする。ただし、非公開事項に該当するおそれがあるときは、その都度協議を行い、非公開とすることがある。

<非公開事項>

- ・ 法令秘に関する事項
- ・ 事業活動に関する事項
- ・ 公共の安全維持に関する事項
- ・ 審議・検討に関する事項
- ・ 行政運営に関する事項
- ・ 個人に関する事項

2 会議の傍聴

(1) 傍聴者の定員

- ・ 会場収容の範囲内とし、その都度定める。
- ・ 傍聴希望者が会場収容の範囲を超えた場合は、先着順とする。

(2) 傍聴者の遵守事項

- ・ 会議は静かに傍聴すること。
- ・ 会議中は発言しないこと。
- ・ 委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ・ ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げるなど示威的行為をしないこと。
- ・ 会議場において、許可なく撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- ・ このほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

3 会議の記録の作成

- ・ 会議の記録は、発言の要旨を記載する要点記録方式とする。
- ・ 発言者の氏名は記載せず、「議長」、「委員」及び「保健所」等と表記する。
- ・ 会議に出席した委員全員に内容の確認を得るものとする。

4 会議の記録の公表

会議の記録は、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

5 委員名簿の公表

委員名簿は、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。